

多機能事業所 SELP わかたけ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条1項に基づく多機能事業所 SELP わかたけ(以下「事業所」という。)において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者(以下「利用者」という。)に対し適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者は一般就労への移行に向けて支援する。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って障害福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
- 3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例」(平成30年岩手県条例第62号)に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 障害福祉サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 多機能事業所 SELP わかたけ
- (2) 所在地 岩手県宮古市山口五丁目5番10号

(実施する障害福祉サービスの種類)

第4条 事業所が実施する指定障害福祉サービスは、次のとおりである。

- (1) 指定生活介護事業
- (2) 指定就労継続支援B型事業

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービス共通

- (ア) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障害

福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(イ) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個々の利用者に対して、アセスメント・個別支援計画の作成・継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導又は助言を行う。

(ウ) 事務員 1名

事務員は、経理、総務を担当する。

(2) 生活介護

(ア) 生活支援員 5名以上

生活支援員は、個別支援計画に基づきサービスの提供にあたる。また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。また、家族及び関係機関との連携のもと適切な支援を行う。

(イ) 看護職員 1名

看護職員は、利用者の健康管理を行う。

(3) 就労継続支援 B 型

(ア) 職業指導員 1名

職業指導員は、個別支援計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(イ) 生活支援員 2名以上

生活支援員は、作業の支援を行うとともに、個別支援計画に基づきサービス提供にあたる。

(ウ) 目標工賃達成指導員 1名

目標工賃達成指導員は、個別支援計画及び工賃向上計画に基づき、工賃水準の向上に取り組むための支援を行う。

(事業所の営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 原則月曜日から金曜日とし、必要に応じて土・日曜日、祝祭日も営業する。

ただし、12月29日から1月3日を除く

(2) 営業時間 午前8時～午後5時

(3) サービス提供時間

指定生活介護 午前8時30分から午後3時30分まで

指定就労継続支援 B 型 午前9時から午後3時まで

ただし、土・日曜日、祝祭日は午前9時から13時までとする。また、生産活動の内容によってはこの限りではない。

(事業所の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は40名とし、員数は次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業 20名
- (2) 指定就労継続支援B型事業 20名

(主たる対象者)

第8条 事業所における主たる対象者は障害者とし、特に定めない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。)は、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の地域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(障害福祉サービスの内容)

第10条 事業所が利用者に提供する障害福祉サービス種類ごとの内容は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護

- (ア) 個別支援計画の作成
- (イ) 食事、排泄等の介護
- (ウ) 創作的活動及び生産活動の機会の提供
- (エ) 相談支援
- (オ) 健康管理
- (カ) 送迎支援
- (キ) その他、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援、及び社会参加の支援

(2) 指定就労継続支援B型

- (ア) 個別支援計画の作成
- (イ) 生産活動の機会の提供(パン・菓子製造、印刷・手芸)
- (ウ) 就労に必要な知識、能力を向上させるための訓練
- (エ) 施設外支援、施設外就労の実施
- (オ) 職場実習の実施
- (カ) 求職活動の支援
- (キ) 相談支援
- (ク) 健康管理
- (ケ) 送迎支援
- (コ) その他、必要な支援

(手続きの説明及び同意)

第11条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程等の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者

のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

(個別支援計画の作成等)

第12条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(利用者に対する障害福祉サービスの提供に当たるサービスの担当者を招集して行う会議をいう)を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(生産活動)

第13条 事業所は、指定生活介護又は指定就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需要状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。

2 事業所は、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならないように配慮するものとする。

3 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うものとする。

4 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(工賃の支払)

第14条 事業所は、生産活動に従事している利用者には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項において、指定就労継続支援B型については、1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回らないものとする。

3 事業所は生産活動の機会の提供に当たっては、利用者の自立した日常生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(訓練)

第15条 事業所は、利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って訓練を行うものとする。

(施設外支援)

第16条 事業所は、利用者の希望により就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行を目的として、事業所以外の場所において、次の号に掲げる支援(以下「施設外支援」という。)を第12条に基づく個別支援計画に組み入れ実施することがある。

- (1) 第18条に基づく職場実習
- (2) 公共職業安定所長の受講指示による職業訓練等
- (3) 公共職業安定所長の紹介による障害者試行雇用等
- (4) 在宅就労

2 施設外支援において原則として利用者に対する第5条に掲げる従業者の同行又は立ち合いをしない。ただし、必要に応じて施設外支援を行う場所の訪問、緊急時の対応等の支援を行うものとする。

(施設外就労)

第17条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たって、利用者の個別支援計画に基づき、施設以外の場所で企業等から請け負った作業を行う施設外就労を行うことがある。

- 2 施設外就労の事業の提供に当たっては、事業者は、1人以上の利用者で構成する作業班単位で実施するものとし、原則として利用者1人に対して職員1人以上の割合で作業班に同行するものとする。
- 3 施設外就労の事業の提供に当たっては、第13条各項の規定を準用する。

(職場実習の実施)

第18条 事業所は、個別支援計画に沿って実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めるものとする。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努めるものとする。

(求職活動の支援の実施)

第19条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努めるものとする。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の適性や要望に応じた職業開拓に努めるものとする。

(職場定着のための支援の実施)

第20条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めるものとする。

(相談及び援助)

第21条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

(健康管理等)

第22条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、障害福祉サービス事業所の従業者による健康管理を行うものとする。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第23条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、利用者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。なお、利用者負担額の詳細については別途、重要事項説明書に定める。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービス支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に100分の90(法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

(事業者が利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲及びその額)

第24条 事業者は、障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定利用者から受けるものとする。

- (1) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者負担させることが適当と認められるもの。
- (2) 事業者は、前1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。
- (3) 事業者は、前1項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第25条 サービスの利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が遅刻・早退する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘等の活動を行ってはならない。
- (3) 喫煙等火の取り扱いに十分注意し、近隣に迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。
- (4) 利用者は秩序に従って相互の理解、親睦を深める。
- (5) 金銭や貴重品の管理は、原則として利用者個人の責任の範囲で行うものとする。
- (6) 他利用者及び職員に対しての暴力の行使及び迷惑行為は禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第26条 事業所の従事者は、現に障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第27条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 3 事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、行政機関、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

(事故発生時の対応)

第28条 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等及び都道府県並びに市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(人権の擁護及び虐待防止のための措置)

第29条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- (5) 虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
- (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

(身体拘束の禁止)

第30条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は身体拘束等の適性化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適性化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適性化のための研修の定期的な実施

(契約支給量の報告等)

第31条 事業所は、障害福祉サービスを提供するときは、当該障害福祉サービスの内容、支給決定障害者に提供することを契約した障害福祉サービス量(以下「契約支給量」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、契約支給量の総量は当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。その他利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第32条 事業所は、正当な理由なく障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第33条 事業所は、障害福祉サービスの利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請並びに都道府県が行う市町村互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第34条 事業所は、障害福祉サービスの通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合には、適切な他の障害福祉サービス事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第35条 事業所は、障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第36条 事業所は、障害福祉サービス事業に係る支給決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第37条 事業所は、障害福祉サービス事業にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービス提供の記録)

第38条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該障害福祉サービスの提供の都度、記録する。記録に際しては、利用者から障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第39条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、利用者等が同一の月に障害福祉サービスを受けた時は、利用者が当該同一の月に受けた障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く)の額から法29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額を超えるときは、事業所は、障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第40条 事業所は、法定代理受領により市町村から障害福祉サービスに係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る介護給付費、訓練等給付費の額を通知するものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(就職状況の報告)

第41条 事業所は、障害福祉サービス利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第42条 事業所は、利用者が次の号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なく障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態を悪化させたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、または受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第43条 事業者は、利用者に対し適切な障害福祉サービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業員によって障害福祉サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第44条 事業所は、利用定員を超えて障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第45条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備。
- (3) 従業員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施。

施。

(協力医療機関等)

第46条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。

協力医療機関名： 社団医療法人新和会 宮古山口病院

(掲示)

第47条 事業所は、障害福祉サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第48条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべく、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておくものとする。

(情報の提供等)

- 第49条 事業所は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 2 事業所が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないものとする。

(利益供与等の禁止)

- 第50条 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 2 事業所は、相談支援事業を行うものもしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員から、利用者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

- 第51条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域との連携)

第52条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、その事業の運営に当たっては、市町村及び関係機関等との連携を図るよう努めるものとする。

(会計の区分)

第53条 事業所は、実施する障害福祉サービスの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(業務継続計画の作成)

第54条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護事業及び指定就労継続支援 B 型事業の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第55条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4 事業所は利用者に対する指定生活介護、指定就労継続支援 B 型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第56条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人若竹会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。